

独立行政法人北方領土問題対策協会の平成20年度の業務実績に関する項目別評価表

中期計画の各項目	評価項目 (20年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<b>1 業務の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>											
一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)について、中期目標の最終年度(平成24年度)における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度(平成19年度)に対して、7%削減する。	(1) 中期計画を踏まえ、一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)の削減を図るため、事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行する。	一般管理費の削減の進捗状況(下記の「札幌事務所の移転」を除く。)	達成	—	—	未達成					
		削減手段と削減内容	事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行したか。								
業務経費(特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。)については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。	(2) 業務経費(特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。)については、中期計画を踏まえた効率化を図るため、各種支援事業等における節約を引き続き推進する。	業務経費の節約状況	達成	—	—	未達成					
		節約手段と節約内容	評価項目に記載された各種支援事業における経費の節約を行ったか。								
「中期目標期間中終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)における主務大臣の見直し案(平成18年12月5日、以下「協会業務の見直し」という。)及び独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、以下の措置を講ずる。 ・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成22年度末に常勤職員を1名削減するとともに、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組みるとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	中期計画を踏まえ、以下の措置を講ずる。 ・給与水準の適正性については、国家公務員との比較指数を定期的に検証し、その検証結果及び取組状況を公表する。	給与水準の適正性についての定期的な検証結果及び取組状況の公表	国家公務員との比較指数を定期的に検証し、その結果及び取組状況を公表したか。								
・平成20年度内に札幌事務所を移転することにより、一般管理費の削減を図る。	・札幌事務所を移転する。	札幌事務所の移転	一般管理費の削減を図るために札幌事務所の移転を行ったか。								

中期計画の各項目	評価項目 (20年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<p>契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)による。「随意契約見直し計画」(平成19年12月)を着実に実施し、その取組状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p> <p>内部統制・ガバナンス強化に向けた検討を行い、その向上を図る。</p> <p>財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。</p>	<p>・契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)による。</p> <p>・内部統制・ガバナンス強化に向けた検討を行う。</p> <p>・引き続き、財務内容等の一層の透明性を確保する。</p>	契約における一般競争入札等の採用	契約は原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)で行われたか。								
		監事及び会計監査人による監査の態様	監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けたか								
		内部統制・ガバナンス強化	内部統制・ガバナンス体制の強化が図られたか。 充分なコンプライアンス体制が整備されているか。								
		財務内容等の一層の透明性の確保	決算情報・セグメント情報の公表の充実を含め、財務内容等の一層の透明性の確保がなされたか。								

## 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 国民世論の啓発

① 北方領土返還要求運動の推進  
幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、「北方領土返還要求運動都道府県民会議」及び返還要求運動に取り組む民間団体等との連携を図り、全国において各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多くの都道府県等において適切になされるよう引き続き全都道府県に働きかける。これらの活動水準を100回以上に維持するとともに、支援内容が適切なものとなるよう努める。また、推進委員の適切な配置及び必要な情報の提供に努め、各都道府県との連携を緊密にする。  
これらの事業の実施による効果は、各都道府県民会議等における啓発事業の実施件数、事業の内容の充実状況、これらの事業への国民の参加数等の状況、講演会等参加者の反応の状況(派遣講師等を通じて把握)等の指標により把握するものとするが、引き続き、啓発事業による効果を把握するための指標についても検討する。

#### (1) 国民世論の啓発に関する事項

① 北方領土返還要求運動の推進

(ア) 全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議(以下「県民会議」という。)並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会(以下「北連協」という。)及び北連協加盟団体等が実施する次の事業に対する支援を行い、年間100回以上の水準を保つこととする。

(イ) 北方領土返還要求全国大会(2月7日「北方領土の日」開催場所:東京)  
(ii) 県民会議が開催する県民大会、講演会、研修会等  
(iii) 北連協及びその加盟団体等が開催する現地(根室市)集会、研修会等  
(iv) 北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等の北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動

(イ) 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。

(ウ) 協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行い、その共有を図り、返還運動の推進を図る。

支援事業の合計回数

100以上 90~99 80~89 79未満

助成に関する支援条件及びその審査状況

助成の支援条件は妥当か。  
審査は厳格に行われたか。

支援内容

助成の支援額は妥当か。  
支援内容はどのように工夫したか。

講師派遣実績

計画どおり — — 計画を下回る

推進委員の配置状況等

推進委員の配置人数は妥当か。  
各機関の連携は緊密に行われたか。

推進委員制度の効果的な運用

情報提供を行い効果がみられるか。

中期計画の各項目	評価項目 (20年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	(イ) 県民会議等事業の今年度の計画、総括・見直し、課題等を協議するため、以下の会議を招集する。 ○ 都道府県推進委員全国会議(東京/4月) ○ 都道府県民会議代表者全国会議(11月開催予定) ○ ブロック幹事県担当者会議(11月、3月開催予定) ○ 県民会議ブロック会議(6ブロック) ○ 北連協代表者会議	各会議の開催状況	会議は予定通り行われたか。								
	(オ) 広く国民に北方領土問題及び返還要求運動について、理解と認識を深めるため以下の事業を実施する。 (i) 標語募集 (ii) ポスターカレンダーの作成 (iii) 啓発懸垂幕の掲出	各種事業の実施状況とその効果	目的に照らし各種事業が予定通り行われたか。 事業内容は適当であり効果がみられるか。								
「北方領土を目で見る運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施設「北方館」等の充実を図るとともに、保有資産の有効活用の観点から意見箱を設置することにより、来館者からの施設に対する要望等をきめ細かく把握し、これらの啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用が図られるよう検討する。	(カ) 根室地域の啓発施設の有効活用が図られるよう、来館者による意見を集約し、反映させることとする。 ○ 北方館(根室市) ○ 別海北方展望塔(別海町) ○ 羅臼国後展望塔(羅臼町)	意見箱の意見結果 (有意義とするものの割合)	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満					
		意見の反映状況	意見の内容は整理・保存されているか。 意見箱に入れられた意見はどのように反映されたか。								
		保有資産の有効利用	北方館等の啓発施設は保有目的に照らして有効に利用されたか。								
② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 (ア) 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。 また、協会が主催する事業については、アンケート調査を実施し、参加者の反応の状況を把握し、意見を事業に反映させるように努める。	② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 (ア) 返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。  ○ 北方少年交流事業(北方領土元居住者の3世/7月) ・内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)等関係大臣に対し、早期解決を訴える。 ・同世代の少年・少女と交流を通じた北方領土研修。  ○ 北方領土問題青少年・教育指導者研修会(対象:中学生、高校生及び中学校社会科担当教諭等/8月・根室市)  ○ 北方領土ゼミナール(対象:大学生/9月・根室市)  ○ 北方領土問題学生研究会(対象:大学生/原則年2回)	研修の内容・方法	目的に照らし各種研修が予定通り行われたか。 研修の内容や方法が適切であったか。								

中期計画の各項目	評価項目 (20年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	なお、根室での研修会・ゼミナール参加者からは、報告書等を提出させるとともに、アンケート調査を実施し、意見等を集約した上で次年度事業に反映させる。	研修会・ゼミナール参加者からの報告書等の活用	提出された参加者からの報告書等は適切に活用されたか。								
		アンケート結果 (有意義とするものの割合)	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満					
		アンケート結果の活用状況	参加者からのアンケートの結果はどのように活用されているか。								
(イ) 学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設置と活動に対して全都道府県に引き続き働きかけるとともに、同会議での成果を教育関係者にフィードバックするよう努め、その活動状況を把握する。	(イ) 学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的とする「北方領土問題教育者会議」の設置について全都道府県に引き続き働きかけるとともに、既設会議については啓発資料・資料の提供、有識者・元島民等の講師派遣といった支援を行う。 また、各県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有化を進めるため「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催する。	「北方領土問題教育者会議」の設立・支援状況	教育者会議の設立の働きかけを適切に行い、それを受け、会議の新たな設置があったか。 設立済みの会議への支援状況及び内容は有益であったか。								
		教育者会議全国会議の開催	教育者会議全国会議は予定通り開催されたか。 会議の内容は有意義であったか。								
③ わかりやすい情報の提供 刊行物、パンフレット、インターネット等を活用して、北方領土問題について国民が正しく理解し、認識を深めることができるよう関連資料や最新のデータを幅広く提供する。協会のウェブサイトに関しては、特に学生や子供にも知識をわかりやすく伝えるよう工夫する。	③ わかりやすい情報の提供 北方領土問題についての国民世論の啓発を図るため、パンフレット等の啓発用資料、資料の作成等を行うとともに、協会ホームページのコンテンツを速やかに最新のデータに更新する。 なお、本年度においては、協会ホームページにおいて特に学生や子供にもわかりやすく伝えるよう、青少年向けページの充実化を図る。	パンフレット等の啓発用資料、資料の作成等	啓発用資料等の提供方法・内容は工夫されているか。								
		協会ホームページの更新	協会ホームページの最新のデータへの更新は速やかに行われたか。								
		青少年向けページの充実化	青少年向けのページの充実が図られたか。また、わかりやすさ等の配慮がなされているか。								
<b>(2) 北方四島との交流事業</b>											
① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業を関係機関・関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。	(2) 北方四島との交流事業 以下の相互交流事業及び専門派遣事業については、事業実施後、参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。 ① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業の実施並びに支援については、引き続き推進する。	交流事業の実施状況	訪問事業を予定通り実施したか。 訪問事業は目的に沿って行われたか。								
		参加者からの意見の聴取	次回以降の事業内容の改善に資すべく、参加者からの意見聴取を行い、活用しているか。								

中期計画の各項目	評価項目 (20年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<b>② 専門家交流</b> 専門家による北方四島との交流事業を関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者からの意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、報告書の提出を求め、事業内容に反映させる。	<b>② 専門家の派遣</b> 専門家派遣として、教育専門家(中学校社会科教諭)の訪問を青少年訪問と合同で実施する。また、日本語講師を3島(色丹、国後、択捉島)へ派遣する。その際、教育専門家訪問参加者に対しては、報告書を提出させる。また、日本語講師派遣事業については、派遣講師に報告書を提出させるとともに報告会を開催し、その成果を今後の事業の展開に反映させる。	専門家派遣の実施状況	派遣を目的に沿って予定通り実施したか。								
		教育専門家からの報告書の提出	教育専門家から次回以降の事業内容の改善に役立つ報告書の提出を受けたか。								
		日本語講師派遣の報告書及び報告会の開催	日本語講師から報告書の提出を受け、報告会を予定通り開催したか。  今後の事業の効果的実施につながる内容の報告書であったか。  今後の事業の効果的実施につながる内容の報告書であったか。								
	<b>③ その他</b> 北方四島交流事業の本年度の実施結果を持ち寄り、21年度事業の在り方等を検討するため、実施団体等による協議を行う。	協議の実施状況	予定通り実施されたか。  次回以降の事業内容の改善に資することができるよう、協議の内容の分析・活用は適切に行われているか。								
<b>③ 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保</b> 「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成19年12月18日関係関係申合せ)の趣旨を踏まえ、北方四島交流事業等関係府省等推進協議会に参加する。四島交流等事業に使用する後継船舶については、平成20年度において民間企業に公募をかけて後継船舶に関する提案を受け、事業者を選定し、契約(または協定)を締結するとともに、平成24年度を目途として長期傭船に係る本契約を締結する。	<b>(3) 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保</b> 「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成19年12月18日関係関係申合せ)に基づき、平成20年度においては民間企業に公募をかけて後継船舶に関する提案を受け、事業者を選定し、契約(または協定)を締結する。	後継船舶の確保に向けた手続	後継船舶に関する公募の実施、事業者の選定、契約等の作業の進捗状況。								



中期計画の各項目	評価項目 (20年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<b>(3) 北方領土問題等に関する調査研究</b>											
<p>北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等を踏まえて、具体的なテーマを選定し、調査研究を行い、これらを返還運動関係者の活動の参考に供するとともに、国民に対して分かりやすく情報提供を行うこととし、ホームページ等を通じて積極的に公表する。</p> <p>その際、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る。</p> <p>なお、協会業務の見直しを踏まえ、恒常的な研究会は廃止し、毎年度開催してきた国際シンポジウムについては、必要に応じ開催することとする。</p>	<p><b>(4) 北方領土問題等に関する調査研究</b> 北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等をテーマとした調査研究を行う。</p> <p>選定したテーマについては、専門家に委託し、レポート等の成果を公表することとする。</p> <p>また、有識者の意見等を収集し、効果的に活用する。</p>	調査研究の実施	<p>適切なテーマを選定し、調査研究が行われたか。</p> <p>有識者の意見等の収集と、効果的な活用はなされたか。</p>								
<b>(4) 元島民等の援護</b>											
<p><b>① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援</b> (ア) 元島民等が行う研修活動や署名活動を支援する。</p>	<p><b>(5) 元島民等に対する必要な援護等に関する事項</b> ① 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。</p> <p>また、元島民等の団体が行う返還要求運動等に対して支援を行う。</p>	<p>「北方地域元居住者研修・交流会」の開催状況及び効果</p> <p>元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援状況</p>	<p>「北方地域元居住者研修・交流会」に対し適切な支援を行い、望ましい効果が得られたか。</p> <p>元島民等の団体が行う返還要求運動等に対して、適切な支援を行ったか。</p>								
<p>(イ) 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。</p>	<p>② 元島民等により構成される団体が実施する「北方四島居住地跡の資料(図面)の保存整備事業」に対し支援を行い、元島民等による自由訪問等が効率的に実施できるよう資料整備を行う。本年度は、歯舞群島及び色丹島の保存資料を作成する。</p>	<p>資料の作成状況</p> <p>資料の内容</p>	作成済	—	—	未作成	資料の内容は目的に合致したもののか。				
<p><b>② 自由訪問に対する支援</b> 元島民等により構成される団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を実施する。</p>	<p>③ 自由訪問に対する支援 元島民等により構成された団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。</p> <p>その際、実施した事業の実績を整理した報告書を提出させる。</p>	<p>自由訪問の実施状況</p> <p>報告書の内容</p>	<p>自由訪問を予定通り実施したか。</p> <p>今後の事業の効果的な実施に資する報告書の提出を受けたか。</p>								

中期計画の各項目	評価項目 (20年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<b>(5) 北方地域旧漁業者等に対する融資事業</b>											
<p>「北方地域旧漁業者等に対する特別措置に関する法律」(昭和三十六年法律第六十二号)の趣旨を踏まえつつ、北方地域旧漁業者等に対する融資事業を効果的・効率的に実施できるよう、以下のように努める。</p> <p>① 融資制度の周知 融資の内容及び手続き等並びに平成20年4月1日より一部変更となる元居住者の要件及び新たに導入された死後承継制度の周知を図るため、対象者が多く居住する地区で融資説明・相談会を開催するとともに、機関紙等を活用した広報を実施する。</p> <p>② 関係金融機関との連携強化 制度利用の円滑化を図るため、関係金融機関(転貸・委託に関わる金融機関をいう。)との連携を一層強化する。</p> <p>③ リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を適時的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、更生、生活、修学、住宅改良の各資金については、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持し、リスク管理債権を以下により適正に管理する。 (ア) 貸付残高に占めるリスク管理債権額の割合(リスク管理債権比率)を全国預金取扱金融機関の18年度末平均比率3.31%以下に抑制する。 (イ) 更生・生活資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。 (ウ) 修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債務契約を締結(対象者の80%を達成目標とする)し、債権保全を強化する。 (エ) 住宅改良資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。</p> <p>④ 融資業務研修会の開催 元島民等により構成される団体の支部長、推進員等を対象に、融資制度の内容及び管理回収状況及び法改正について、正確な情報を提供し理解を深めてもらうため融資業務研修会を開催する。</p>	<p><b>(6) 北方地域旧漁業者等に対する融資事業</b></p> <p>① 融資制度の周知 平成20年4月1日からの改正法の施行に関して、対象者が多く居住する道内及び富山県の10地区で、融資説明・相談会を開催するとともに、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会報等を活用し、以下について周知の徹底を図る。 ・ 融資内容及び手続きの方法について ・ 元居住者の居住要件の緩和について ・ 生前承継及び同制度を補完する死後承継について ・ 法人資金の取扱の停止について</p> <p>② 関係金融機関との連携強化 融資制度の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関との連携を一層強化する。 ○ 漁業協同組合担当者会議(4月 札幌) ○ 関係機関実務担当者会議(4月 札幌)</p> <p>③ リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、更生、生活、修学、住宅改良の各資金については、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持し、リスク管理債権を以下により適正に管理する。 (ア) 貸付残高に占めるリスク管理債権額の割合(リスク管理債権比率)を全国預金取扱金融機関の18年度末平均比率3.31%以下に抑制する。 (イ) 更生・生活資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。 (ウ) 修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債務契約を締結(対象者の80%を達成目標とする)し、債権保全を強化する。 (エ) 住宅改良資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。</p> <p>④ 融資業務研修会の開催 元島民等により構成される団体の支部長、推進員等を対象に、融資制度の内容及び管理回収状況及び法改正について、正確な情報を提供し理解を深めてもらうため融資業務研修会を開催する。</p>	<p>説明・相談会の実施状況</p> <p>融資制度の周知</p> <p>関係金融機関との連携状況</p> <p>会議の開催及び内容</p> <p>審査・採択の在り方</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>リスク管理債権額の状況 左記項目(イ)について</p> <p>更生・生活資金のリスク管理債権額の状況 左記項目(イ)について</p> <p>修学資金の債権保全状況 左記項目(ウ)について</p> <p>住宅改良資金のリスク管理債権額の状況 左記項目(エ)について</p> <p>融資業務研修会実施状況</p>	<p>予定通り開催され、昨年度の実績と比して十分な人数が参加したか。</p> <p>周知すべき事項につき、効果的な方法で広報がなされ、周知の徹底が図られたか。</p> <p>連携により制度利用の円滑化は進んでいるか。</p> <p>会議は予定通り行われたか。</p> <p>会議の内容・方法は適切か。</p> <p>借入者の返済能力、資金効果等を勘案しつつ、審査を行っているか。</p> <p>信用リスクの管理が的確に行われているか。</p> <p>時効で消滅した債権はないか。</p> <p>破綻先債権の管理は適切か。</p> <p>リスク管理債権額の割合(リスク管理債権比率)が全国預金取扱金融機関の18年度末平均比率3.31%以下に抑制されているか。(経済全般の状況も勘案して評価する)。</p> <p>90%以下 90%超 95%超 100%超 95%以下 100%以下</p> <p>連帯債務契約の締結が達成目標通りの水準になるなど、債権保全の強化がなされたか。</p> <p>90%以下 90%超 95%超 100%超 95%以下 100%以下</p> <p>計画どおり研修会を実施したか。</p> <p>参加者の理解は進んだか。</p>								

中期計画の各項目	評価項目 (20年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会 評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<b>3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</b>											
別紙のとおり。	別紙のとおり。	予算の執行状況	予算、収支計画、資金計画どおりに事業が執行されているか。執行状況と残高内容、当期損益と欠損状況は適正か。								
		財務情報の分析	一般管理費比率、人件費比率等を明らかにしているか。								
		流動資産の管理・運用	資金運用計画等は策定されているか。適切に資金は管理されているか。								
<b>4. 短期借入金の限度額</b>											
【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。	【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。	短期借入金の用途	借入を行うこととした理由、その用途は適正か。								
		短期借入金の金額	借入を行った金額は適正か。								
【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。	【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。	短期借入金の用途	借入を行うこととした理由、その用途は適正か。								
		短期借入金の金額	借入を行った金額は適正か。								
<b>5. 重要な財産の処分等に関する計画</b>											
低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。	低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。	担保の差し入れ先	担保の差し入れ先の選定は妥当か。								
		担保の提供方法	担保の提供方法は妥当か。 低利な資金調達が可能となっているか。								
<b>6. 剰余金の使途</b>											
剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。	剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。	剰余金の使途	剰余金の使途は適正か。								



中期計画の各項目	評価項目 (20年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会 評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<b>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>											
<b>(1) 施設及び設備に関する計画</b>											
該当なし	該当なし										
<b>(2) 人事に関する計画</b>											
<b>① 方針</b> 職員の適性を的確に把握し、適性に 応じた人員配置を行う。 業務上必要な研修に積極的に参 加させ、職員の能力開発を図るな ど、業務上必要な知識・技術の向上 を目指す。 <b>② 人員に係る指標</b> 期末の常勤職員数は、期首より1 名削減するものとする。 (参考1) 1) 期首の常勤職員数 18 人 2) 期末の常勤職員数 17 人 (参考2) 中期計画期間中の人件費 総額 中期目標期間中の人件費総額見込 み 【法人単位】990 百万円(非常勤役 員報酬を除く)	職員の適性を的確に把握し、適性に 応じた人員配置を行う。 業務上必要な研修に積極的に参加させ、職 員の能力開発を図るなど、業務上必要な知 識・技術の向上を目指す。	職員の適性に 応じた人員配 置	職員の適性に 応じた人員配 置がなされ たか。								
		職員の各種研修会への派遣	職員を各種研修会へ派遣したか。								